

	御意見の概要（米国商工会議所）	御意見に対する当委員会の考え方
1	<p>米国商工会議所（以下、「同会議所」）は、2006年12月20日に郵政民営化委員会が発表された「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（以下、「所見」）に対して、この度意見を提出する機会をいただきましたことに感謝いたします。同会議所は、先日1月29日、在日米国商工会議所を含めた八団体（以下、「他八団体」）が提出した意見書に全面的に賛同いたします。このたびの郵政民営化は、世界最大の規模を誇り、世界経済ならびに金融システムに甚大な影響を与えることから、世界的に広く認知されている国営企業民営化のグローバル・ベストプラクティスが適用されることが不可欠です。この点は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下、「郵政金融二社」）の新規業務実施においてとりわけ重要です。新規業務の実施前に、まず他の民間企業と対等な競争条件を確保し、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」に基づき日本が約束した「内国民待遇」義務と整合する必要があります。「所見」がこの本質的な問題を無視しているのではという他八団体の懸念を、同会議所も共有しております。日本の郵政民営化がもたらす影響の大きさをかんがみ、同会議所は、今後、郵政民営化委員会が議論を進められる中で、引き続き他の関係団体と共に委員会の方々と建設的に課題に取り組んでいけることを願い、期待しております。</p>	<p>○当委員会としては、本件に限らず、国際通商協定を遵守することは当然であると考えます。また、グローバル・ベスト・プラクティスについて御指摘の見解をお持ちであることについては、認識いたします。</p> <p>○郵政民営化法第2条・第8条において、対等な競争条件を確保するための措置を講じる旨が規定されており、そのための具体的な仕組みの1つとして、業務の制限やそれを緩和する際に適正な競争関係等を考慮することが法定されています。</p> <p>○「所見」は金融二社の業務制限を緩和する際の認可に係る調査審議の考え方をとりまとめたものであり、適正な競争関係等を確保するための具体的な方策等が記されています。これは、郵政民営化法に規定されている「対等な競争条件」の確保という枠内での対応と位置付けられます。（別添参照）</p> <p>○当委員会としては、こうした法律の枠組みに沿うことで、郵政民営化のプロセスがGATSと自ずから整合的になると考えます。</p> <p>○当委員会は、国民の皆様等から御意見を頂く機会を設けるか否かについては、各事案の性質を踏まえつつ、適切に検討してまいります。</p>

(別 添)

対等な競争条件の確保と新規業務に関する所見

